

令和4年度 第9回大島区地域協議会 次第

日 時：令和4年12月21日（水）

午後2時から

場 所：大島就業改善センター

3階 大会議室

1 開 会

2 協 議

(1) 諮 問

・諮問第109号 大島大山広場の廃止について

資料No. 1

・諮問第110号 大島あさひ荘の廃止について

資料No. 2

(2) 上越市地域活動支援事業（大島区）採択事業成果発表会
について

資料No. 3

3 その他

(1) 要援護世帯除雪費助成事業について

資料No. 4

(2) 第10回地域協議会の開催日について

【開催日：___月___日、開催時間：___時___分から】

4 閉 会

上施第39171号
令和4年11月29日

大島区地域協議会
会長 丸田新一様

上越市長 中川幹太
(産業観光交流部 施設経営管理室)



大島大山広場の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第109号 大島大山広場の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

大島大山広場は、平成24年から休止しており、条例目的の広場としての活用が見込めないことから、大島大山広場を公の施設として廃止することに関し、大島区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現 況	諮問内容
<p>1 設置 市民の健康増進及び生活文化の向上に寄与するため、広場を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 大島大山広場 (上越市大島区田麦 3781 番地 9)</p> <p>3 施設 (1) テニスコート (2) 運動広場 (3) 広場 (4) 民族資料展示室 (5) その他附属施設</p> <p>4 開場期間 5月1日から10月31日まで</p> <p>5 利用時間 (1) テニスコート 午前10時から午後9時まで (2) 運動広場、広場及び民俗資料展示室 午前10時から午後5時まで</p>	<p>1 廃止予定日 令和5年4月1日</p>

現 況			諮問内容
6 使用料等			
(1) 施設使用料			
施設名	単 位	使用料	
テニスコート	1面2時間まで	1,030円	
	1面2時間を超え1時間までごとに	500円	
(2) 附属設備使用料			
施設名	単 位	使用料	
照明設備	1面1時間につき	500円	
備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。			
(3) 民族資料展示室			
区分	単 位	観覧料	
一般	1人	100円	
中学生		50円	
小学生			
備考 未就学児は、無料とする。			

※施設の概要等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図については参考資料2のとおり

大島大山広場

1 施設の概要

施設名称	大島大山広場
所在地	上越市大島区田麦 3781 番地 9
設置年度	昭和 60 年度
施設等	テニスコート 2 面、運動広場 1 面、広場 1 園、民俗資料展示室 1 棟、その他 附属施設
設置目的	市民の健康増進及び生活文化の向上に寄与するため、広場を設置する。

2 施設の利用状況

平成 24 年から休止中

3 施設の管理における市の収支状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
① 収入 (千円)	—	—	—
② 支出 (千円) 施設維持管理費	—	—	—
③ 公費投入額 (②-①) (千円)	—	—	—
④ 利用者 1 人当たりの公費投入額 (単位: 円)	—	—	—

位置図



※国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）を加工して作成



大島大山広場 民俗資料展示室



大島大山広場 休憩舎

上施第39174号
令和4年11月29日

大島区地域協議会
会長 丸田新一様

上越市長 中川幹太
(産業観光交流部 施設経営管理室)



大島あさひ荘の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第110号 大島あさひ荘の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

大島あさひ荘は、平成27年から休止しており、温浴施設としての活用が見込めないことから、大島あさひ荘を公の施設として廃止することに関し、大島区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現 況	諮問内容
<p>1 設置 市民の憩いの場及び余暇活動の場を提供し、生活文化の向上、心身の健康増進及び地域間の交流を図るとともに、地域の林産物の販路拡大を図るため、多目的施設を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 大島あさひ荘 (上越市大島区田麦 2807 番地 90)</p> <p>3 施設 (1) 浴室 (2) 食堂 (3) 大広間 (4) 和室 (5) 林産物等直売所 (6) その他附属施設</p> <p>4 利用時間 (1) 浴室及び林産物等直売所 午前 10 時から午後 9 時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の浴室の利用にあつては、午後 4 時から翌日午前 10 時までとする。 (2) 食堂 午前 11 時から午後 8 時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあつては、午後 4 時から午後 8 時まで及び翌日午前 7 時から午前 9 時までとする。 (3) 大広間及び和室 午前 10 時から午後 3 時まで及び午後 4 時から午後 9 時ま</p>	<p>1 廃止予定日 令和 5 年 4 月 1 日</p>

現 況		諮問内容																								
<p>で（和室の宿泊利用をする者がいない日にあつては、午前10時から午後9時まで）。ただし、和室の宿泊利用は、午後4時から翌日午前10時までとする。</p> <p>5 休館日 (1) 1月1日から2月末日まで 火曜日 (2) 3月1日から12月31日まで 第2火曜日</p> <p>6 利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">浴室</td> <td>1人</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大広間</td> <td>1回</td> <td>6,480円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">和室</td> <td rowspan="2">宿泊利用</td> <td>中学生以上</td> <td>1人1泊 2,700円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日帰り利用</td> <td>午後3時まで</td> <td>1室1回 2,160円</td> </tr> <tr> <td>午後3時から</td> <td>1室1時間 540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊利用者の浴室の利用料金は、この表に定める額にかかわらず、無料とする。 2 未就学児が和室の宿泊利用をする場合の利用料金は、無料とする。 3 和室の宿泊利用の上限額は、飲食料金を含まない。 4 和室の午後3時からの日帰り利用の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 5 この表に定める額は、税を含む額とする。 		区 分		単 位	上限額	浴室		1人	720円	大広間		1回	6,480円	和室	宿泊利用	中学生以上	1人1泊 2,700円	小学生	2,160円	日帰り利用	午後3時まで	1室1回 2,160円	午後3時から	1室1時間 540円		
区 分		単 位	上限額																							
浴室		1人	720円																							
大広間		1回	6,480円																							
和室	宿泊利用	中学生以上	1人1泊 2,700円																							
		小学生	2,160円																							
	日帰り利用	午後3時まで	1室1回 2,160円																							
		午後3時から	1室1時間 540円																							

※施設の概要等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図については参考資料2のとおり

大島あさひ荘

1 施設の概要

施設名称	大島あさひ荘
所在地	上越市大島区田麦 2807 番地 90
設置年度	昭和 56 年度
施設等	・浴室、食堂、大広間、和室、林産物等直売所、その他附属施設 (本館) 鉄筋コンクリート造 2 階建 1,508.20 m ² (温泉棟) 鉄筋コンクリート造 1 階建 394.53 m ²
設置目的	市民の憩いの場及び余暇活動の場を提供し、生活文化の向上、心身の健康増進及び地域間の交流を図るとともに、地域の林産物の販路拡大を図るため、多面的施設を設置する。

2 施設の利用状況

平成 27 年から休止中

3 施設の管理における市の収支状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
① 収入 (千円)	—	—	—
② 支出 (千円) 施設維持管理費	531	813	517
③ 公費投入額 (②-①) (千円)	531	813	517
④ 利用者 1 人当たりの公費投入額 (単位: 円)	—	—	—

位置図



※国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）を加工して作成



大島あさひ荘 本館



大島あさひ荘 温泉棟

令和4年度 上越市地域活動支援事業（大島区）採択事業成果発表会について

1 目的

- (1) 地域活動支援事業の実施内容や成果を確認する。
- (2) 地域での各種団体の活動を住民に周知し、地域活動の参考にしてもらう。

2 日程及び会場

日程： 月 旬 開始時刻： 時 分から 会場： _____

(参考) 令和3年度の実施状況

日 時： 令和4年3月11日（金） 午後6時30分から

会 場： 大島就業改善センター 3階 大会議室

3 内容（案）

- (1) 採択の概要について
 - 提案から審査、採択までの経過について説明
- (2) 成果発表
 - 全ての団体から事業の内容及び成果等について発表
 - 各団体の発表終了後に質疑応答及び意見交換を行う。

(参考) 令和3年度の実施状況

- (1) 採択の概要について
- (2) 成果発表
- (3) 令和4年度事業について
- (4) 意見交換

4 その他

- 周知方法
 - (1) チラシまたは総合事務所だよりの配布
 - (2) 防災行政無線による放送
 - (3) 過去の事業実施団体、各地区協議会及び町内会長への案内文の送付
 - (4) 報道機関への情報提供
 - (5) 地域協議会委員による地域への声掛け

要援護世帯除雪費助成事業について

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前などにおける必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成します。なお、3親等以内の親族が行う除雪は助成の対象となりません。

○認定決定状況：R4. 11. 30 現在（ほくら園除く）

地区名	全世帯数	認定世帯数	割合
菖蒲地区	53世帯	19世帯	35.8%
大島地区	134世帯	35世帯	26.1%
保倉地区	266世帯	43世帯	16.2%
旭地区	73世帯	21世帯	28.8%
合計	526世帯	118世帯	22.4%

【災害救助法等適用時の扱いについて】

大雪になり国の災害救助法等が適用となった場合は、市の助成事業とは対応が異なります。主な相違点は以下のとおりです。

- ① 除雪前、除雪中、除雪後の写真を撮ってください。
(申請時に必要です)
- ② 除雪者に費用を支払わないでください。
(市から除雪者へ直接支払います)
- ③ 対象となる除雪の範囲は、母屋の屋根雪・玄関前のみです。
※車庫・納屋・駐車場などの除雪は、市の助成事業の対象となります。

「市の助成事業による除雪」と「国の災害救助法等による除雪」の比較表

区分	市の助成事業による除雪	国の災害救助法等による除雪 (令和2年度の場合)
期間	冬期間	災害発生日から10日以内
助成限度額	65,600円(多雪区域) 41,000円(その他の区域)	※年度により変動有り (138,300円(全市域))
対象となる除雪の範囲	屋根・玄関前・下ろした屋根雪・ 車庫・納屋・駐車場など	母屋の屋根雪・玄関前 窓ガラスが割れる恐れがある雪など
写真の有無	不要	必要 ※除雪前、除雪中、除雪後
支払の流れ	①助成決定世帯から除雪者に支払う ②市から助成決定世帯に支払う	市から除雪者に支払う

大島区地域協議会 視察研修の振り返りについて

1 ウーマン ファーマーズ ジャパン women farmers japan株式会社

【移住後の取組や受入集落のサポートについて】

- ・大学卒業後、何の知識もなく農業（稲作）に取り組むことがすごい。また、失敗を受け止め伴走してくれた師匠がいた。（丸田会長）
- ・移住して何もない所でゼロからスタートし、いろいろな人と向き合うことから始め、知っている人や受け入れてくれる人ができて安心感が生まれ、多くの壁を乗り越えた。また、集落のサポートが素晴らしい。（飯田多津子委員）
- ・集落の住民や師匠と呼ぶ人に出会えたことや農業を通して、生き方、文化、目に見えない大切なものを感じとったことが素晴らしい。（飯田敏郎委員）

【農業法人の設立、加工所の設置や女性農家の支援について】

- ・里山農業を豪雪地の十日町市で、女性目線から米ではなく、さつまいもで農村の女性の自立を支援し、栽培から加工、販売まで自分達で取り組んでいることに共感した。（武田副会長）
- ・農業の仕組み、生産までの構築、地域での課題解決、女性の農業者の自立支援まで、仲間同士が難問に対し、自分自身をさらけ出し、ビジョンに共感し合って頑張っている姿に共感した。（丸田松男委員）
- ・「つながりあって成長する農業」、「こういう集落を作りたいとの意識のもとに悩みをともに解決するために性差なく助け合って生きる」、「同じ課題を持った女性農家たちで学びながら自分を立て直していく」などと人間性を育む道徳授業を受け入れているかのようであった。（吉野委員）
- ・家庭の事情により、持続可能な活動を続けることが困難になった時に、女性の農家と一緒に学びながら立て直していったところもすごいと思った。女性が元気になれば男性も元気になるのではないかと思った。（飯田敏郎委員）
- ・子供の気持ちを大事にして生まれた日本初のこども鍬の開発や女性の働く場所を確保するために、あまり手のかからないさつまいもの加工所を設置したこともすごいと思った。また、パンフレットの干し芋のハート型がとてかわいく、くり抜き後の芋も商品化していることにも驚いた。（飯田多津子委員）

【移住・定住を成功させるために】

- ・佐藤さんの活動を支えつつ、失敗を受け止めながらも伴走してくれた農業の師匠とすべきような人材育成や、そのようなシステムを大島区ではどのように展開しているかなければならないのかを課題と捉えた。(吉野委員)
- ・移住者の受入れ体制をケースバイケース、オーダーメイドで対応できる地域づくりの必要性に共感した。(吉野委員)
- ・ビジネスとコミュニケーションの両輪がうまく回って初めて世界が変わる。
(中村委員)
- ・私の集落の移住者には隣近所の付き合いが一番大事と教え、集落の道普請や班単位の集まり、年始会等意欲的に参加をお願いしている。(丸田会長)

2 柏崎市高柳町荻ノ島集落

【集落の取組について】

- ・集落にはカフェがあり、かやぶきの宿も2棟あり、若い人向けに取組をしていて、地域の維持や持続を考えられている。また、地域外の人材のきっかけ作り、信頼関係なども考えていきたいということであった。(飯田多津子委員)
- ・地域の人も移住者を快く受け入れて、一緒に活動していることと、一緒に目標に向かって取り組んでいることがすばらしい。(飯田敏郎委員)
- ・大島区でも小さな集落の方がまとまりが強い傾向があり、荻ノ島集落にも当てはまるような気がする。春日町内会長の人脈を取り込んで活動の枠を広げ、稲作農家と協力し、横浜の福祉法人に売って利益を上げている。(丸田会長)
- ・集落の維持・持続に向けて、少人数であるが、食の重要性に対して、各自が置かれている立場で試行錯誤しながら、組織作りの可視化を計っている。
(丸田松男委員)
- ・25世帯51人が暮らす地域づくりにも従来の自治組織に「活動組織としての機能を加える」必要がある。そのためには「都市・農村の共に支えあう共生・協働の推進に外部人材との連携」が求められるとの話は、学術的で理解はおぼつかなかったが、何となく解ったような気もした。一人一人が活かされて共に生きる「場と機会」の必要性には共感できた。(吉野委員)
- ・地縁団体のほかに5つもの組織を作ったの地域づくりは素晴らしい。取り入れることがないか考えたい。(中村委員)

【移住・定住を成功させるために】

- ・ 荻ノ島で生きる価値を創る「集落価値」という考え方と、集落で食べていける生業を創る「小さな経済」に感銘を受けた。(中村委員)
- ・ 交流人口が関係人口になり、地域の人との関係が密になることにより、理想的な集落になっていくのではないかと思った。(飯田敏郎委員)
- ・ かやぶきの宿を中心に地元の人達が少ない中、移住者が暮らしをベースに新たな生業を通して、地域を外に開き、市民に加えて県内外からの来訪者を迎える交流型の事業をしているところがすばらしいと思った(武田副会長)
- ・ 移住者を受け入れることも大事だと思うが、一番は住民全員の生活の安定だと思う。心に余裕があれば何事にも前向きな考えが生まれると思う。(丸田会長)
- ・ 交流人口ならぬ初めて耳にする「関係人口」という地域外の人材が地域づくりの担い手になるという考え方にも興味を覚えた。それは「小さな観光を手法とした地域づくり」を試行しようとの試みでもあり、「地域づくりは交流人口から関係人口に発展させる。関係人口づくりには地域出身者を有効利用したい」とのアドバイスは活かしていきたい視点でもあろうと思われた。(吉野委員)

3 全体を通じて

【全体を通じての感想】

- ・ 地域活性化には、移住者を受け入れ、若者からエネルギーをもらい、私たちも元気にならなければならないと思う。行政も移住に関しては、前向きにサポートしてもらいたい。また、移住で大切なのは、その地域の事や知識を教えてくれる人がいるかどうかも大切ではないかと思った。(飯田敏郎委員)
- ・ どちらも、それぞれ農業や小さな観光を内側ではなく県内や県外に目を向けての情報発信の取組がよいと思った。(武田副会長)
- ・ 農村農業での女性の考え方、集落運営での新たな考え方を学んだ一日だった。地域づくりの考えの中に「ビジネス」「経済」の観点にあらためて気付かされた。
(中村委員)
- ・ 移住者を受け入れる側も移住者として移り住む側も悩んでいることは同じだと感じた。人間同士の思いやり、やさしさ、コミュニケーションが重要であり、受け入れる側の集落の事情を押し付けない、若者の意見を取り入れる、問題が起きたら全員で考える。移住者の方も集落の中に飛び込んで積極的に話し合いに参加すること。そこから何かが始まると思う。(丸田会長)

- ・諸問題（農業・観光）に対し、幾度か挫折を経験しながら、皆で助け合い、支えあい、前向きに頑張っている姿に共感した。
「人與人」、「人と自然」、「人と文化」、「人と歴史」、「人とのものづくり」など豊かな関係性が自分の幸せにつながるものだと再確認させてもらった。（丸田松男委員）
- ・今回の視察成果から近視眼的に何らかの具体的視点を提起することはできないと思うが、一定の知見を増したことに自己満足し、今後何らかの貢献を自らに課したい。（吉野委員）

【今後の取組に向けて】

- ・大島区では若い女性の交流の場がないので、35～45才代の女性の話し合いの場を作って、まず意見を聞いて、大島の女性でできることなどいろいろ話合ったらよいと思った。土曜日か日曜日の日中、1～2時間位なら参加できる人がいると思う。（飯田多津子委員）
- ・大島区でも各地区で、地域以外の人に住んでいるが、地域の行事等で会うと、「誰だっけ」という人が多くなってきている。そんな人との交流があるとよいと感じた。（飯田多津子委員）
- ・当地の自然産物として山芋、野老、葛、カタクリなども豊富にある。これらから本物の本葛粉や片栗粉などの製品化も試行できないものかと思えた。（吉野委員）
- ・町内会長などにも声掛けして合同事業として検討しても良いのではないだろうか。（吉野委員）
- ・私たちの集落もまだ年齢が高い世代と若者の意思疎通がうまくいっていないと感じる。そこら辺から少しずつ前に進めて行きたいと思う。（丸田会長）